

一定の病気にかかっている方及び そのご家族の皆さん等へのお願い

急な発作などにより自動車等の安全な運転に
支障を及ぼすおそれがある病気



**仮免許の取得前に、
必要に応じて、警察に相談して
ください。**

都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、
相談をお受けしています。

**仮免許の取得、運転免許の取得又は更新をするときは、
警察にご自身の病状を正確に申告してください。**
申請書には、病気の症状の申告欄があります。

**体調不良などの理由により、運転に支障があると
感じたときは、運転を控えてください。**

処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪い時など。

**運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある
場合は、警察に相談してください。**

※運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方及びご家族
の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けています。



千葉県警察 運転適性相談窓口

全国の相談窓口は、「二次元バーコード」又はURL
http://www.npa.go.jp/mobile/annai/311_02Bsakuin1.htm
をご覧ください。

千葉運転免許センター 1階 TEL : 043-274-2000
流山運転免許センター 1階 TEL : 04-7147-2000